入間市新型インフルエンザ等対策行動計画（原案）に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方

入間市では、令和８年２月１０日（火）から令和８年３月１１日（水）までの期間で「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画（原案）」に関して「パブリックコメント」を実施しました。その結果、６人の方から１７０件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の概要と、それに対する市の考え方は、次の通りです。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
1	全体	本計画案「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、入間市の行動計画である。にも関わらず､県の行動をも本計画により規定しており、すなわち市の権限をこえたものであり、その部分は削除または文面の見直しが必要である。 該当箇所 16ページ(2)イ　17ページ（3)エ　17ページ（4)オ 20ページ「イ 県による総合調整 」　23ページイ(c) 24ページ(1)イウエ　26ページ(1)b c d　28ページ(2)エ 29ページ(1)ウ(a) 上2行部分　30ページ(2)ア　下3行部分 31ページ(2)エ　34ページ(1)　39ページ(1)	本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国の政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図りながら、市としての対策の基本的な考え方や方向性を示すために作成したものです。 そのため、国や県の対応についても、市の対策との関係性を示す観点から記載しています。 なお、これらの記載は国や県の行動を規定するものではなく、市が連携して対応する際の役割分担や協力体制を整理したものです。
2	22ページ ２）新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等	当時、入間市新型コロナウイルス陽性確認者の状況が市のホームページで公表されていた。 例えば、当時入間市公表のNo.299～No.308の10件のデータについて埼玉県の公表データで罹患判明日を調べたところ、その内８件が1ヶ月近く前に保健所では判明していた分であった。 公表になぜ1ヶ月近い遅延が起きているのか､入間市として把握していますかと尋ねたら、県からの公表以上の情報は無いとの返答であった。 保健所で規定の患者情報等が全て揃ってからやっとファクスで県に連絡が行く仕組みであったのが遅延の原因のようである。 このような、患者発生情報の遅延対策は万全ですか？	感染症の患者情報の把握や公表は、感染症法に基づき、主に保健所を設置する埼玉県が主体となって実施しています。 そのため、市は、県から提供される情報を基に市民への情報提供を行っています。 こうした役割分担を踏まえ、本計画においては、県や関係機関と緊密に連携し、適切な情報共有及び迅速な情報提供に努めることを明記しています。 今後も感染症発生時に円滑な情報連携が行われるよう、平時から確実な体制づくりを進めます。
3	28ページ 第２項 所要の対応 全体	（１）市内でのまん延防止対策の準備 「市は、県の要請を受けて、まん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。 」と記載されている。 しかしながら、「県の要請を受けて」ではなく、「必要に応じて」であるべきである。 上記以外にも、「県の要請を受けて」との記載がある箇所について、「県の要請を受けなくても、やるべきではないか」 と考え方られる箇所については、文面の変更が必要である。	新型インフルエンザ等対策は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、県、市がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携して実施するものです。 特に、まん延防止措置等については県が中心となって調整する仕組みであるため、本計画は県との連携を前提とした内容としています。 なお、実際の対応に当たっては、感染症の発生状況や地域の実情等を踏まえ、県と緊密に連携しながら柔軟かつ適切に判断し、対応します。

4	全体	本案は非常に判りずらい。具体性に欠けている 救急車や搬送車の不足　病院受入確保　隔離ベッドの不足 医師・看護師の過労対策　などには、具体的にどう対応するのですか？	本計画は、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方や方向性を示す計画として位置付けています。 一方、具体的な対応手順や詳細な運用については、関係機関との調整や状況の変化に応じて柔軟に対応する必要があります。 そのため、具体的な実施方法については、庁内マニュアルの整備や関係機関との協議等により別途整理します。
5	全体	ただ文字を羅列するのではなく、図や表などを駆使して判りやすくしていただきたい。他の自治体の行動計画を見て研究工夫していただきたい。	本計画は、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図りながら整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
6	全体	本行動計画の「準備期」に記載されている各事項は、すべて既に実施済みですか？何が未済ですか？	本計画に記載している準備期の取組は、平時から継続的に実施し、必要に応じて内容の改善を図っていくものです。 これらの取組については、訓練の実施や関係機関との連携等を通じて、引き続き、実効性のある体制整備を進めます。
7	第3部 各第1章	第3部では、それぞれの節の第1章が「目的」となっている。しかしながら、文面は目的ではなく概要になっているものが多い。従って、「目的」を「概要」に変えるか、もっと簡潔な文章にし、目的を明確にすべきである。	本計画は、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図りながら策定しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
8	全体	それぞれの項目で、例えば「市は・・・を行う」のような文章があるが、具体的に「市のどの課」または「市の誰が」行うのか、「具体的にどのように行うのか」の記載が全くない。これでは、行動計画とは言えない。	本計画は、市全体としての基本的な対策の方向性を示すものであり、各部署における具体的な役割分担や実施体制については、庁内のマニュアルや実施計画等において別途整理します。
9	16ページ 市行動計画の見直し	16ページには、 「市は、・・あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた上で、・・市行動計画を見直していく。」と記載されている。今回の行動計画見直しは、「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴いた」のでしょうか？	本計画の改定に当たっては、国の政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図るとともに、関係機関の意見等も参考にしながら検討を行っています。
10	18ページ １）新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した 場合の措置	１）新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置 「ア 市は、国内外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は閣僚会議が開催され・・」が記載されている。 しかしながら、「入間市内で新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合」については初動が極めて重要であるが市はどう行動するのか？	新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、国や県からの情報を基に、速やかに庁内体制を構築し、関係機関と連携して初動対応に当たります。 その後の具体的な対応につきましては、感染症の特性や発生状況等を踏まえ、国や県と緊密に連携しつつ、柔軟かつ適切に対応します。

11	19ページ 入間市新型インフルエンザ等対策本部	「必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うように要請する。県はこれに応じるものとする。」と記載されている。 　本案において、「 県はこれに応じるものとする。」と定めることができるのか？　その効力はあるのか？	本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図りながら策定しており、国や県の制度的な枠組みに基づいた表現を用いています。 これらの記載は、あくまで市と国・県との連携のあり方を示したものであり、国や県の行動を規定するものではありません。
12	20ページ 職員の派遣、応援への対応	20ページには 「（a）市は、新型インフルエンザ等のまん延により・・・特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。県はこれに対応する。 」との記載がある。本案において、「県はこれに対応する。」と定めることができるのか？その効力はあるのか？	本計画は、市が実施する対策の基本的な方向性を示すものであり、国及び県との連携を前提とした内容となっています。 そのため、計画中の国や県に関する記載は、あくまで市と国・県との役割分担や連携関係を示したものであり、国・県の権限や対応を直接義務付けるものではありません。
13	第３章 まん延防止	「３つの密（密閉・密集・密接）」に関する記載がないようである。あれ程話題になったキーワードである。３密を避ける旨を記載して欲しい。 １．密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、 ２．密集場所（多くの人が密集している）、 ３．密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という３つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。	新型インフルエンザ等の対策については、感染症の特性に応じた適切な感染防止対策を講じることが重要です。 そのため、本計画では特定の感染症に限定せず、幅広い感染症に柔軟に対応できるよう整理しています。 また、実際の発生時における具体的な感染予防行動については、発生する感染症の特性や国・県の方針等を踏まえ、速やかに市民への情報提供を行います。
14	全体	本案の中で、他の自治体には無く、入間市独自の項目や独自の行動はありますか？	本計画は、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図りながら、市の役割や地域の実情を踏まえて整理しています。 感染症対策は国・県・市が連携して実施する必要があるため、計画の基本的な構成や対策項目については、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図っています。 その上で、市の役割や地域の実情を的確に踏まえた内容として整理しました。
15	14ページ 15ページ 第３章 市行動計画の実効性を確保するための取組 第１節 市行動計画等の実効性確保	記載されている内容だけでは、全く実効性の確保にはならない。 　少なくとも下記が必須である。 ●関連マニュアルの策定等による対策の具体化 「各局区は、市行動計画に基づく活動に必要な事項をマニュアルに定めるなど、対策の具体化を図る。」	新型インフルエンザ等対策の基本的な方向性を示すものであり、具体的な実施手順や運用については、関係部署が連携して庁内マニュアル等を別途整理し、必要に応じて見直しを行います。

16	14ページ （２）定期的なフォローアップと必要な見直し	（２）定期的なフォローアップと必要な見直し だらだらと不必要な文言が並んでいる反面、必要な文言がない。 例えば、下記のように簡単かつ明解にして欲しい。 (2) 定期的な見直し 原則として年に一度、取組状況の確認を行う。 また、予防計画や政府行動計画の見直し状況等も踏まえ、必要に応じ、概ね６年ごとに市行動計画を改定する。	本計画については、政府行動計画や埼玉県行動計画の改定、感染症対策に関する新たな知見の集積等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
17	第１章 実施体制 16ページ 17ページ	「新型インフルエンザ等対策事務分掌」 を掲載するべきである。	本計画では、市全体としての基本的な体制を示しており、庁内の具体的な事務分掌については、感染症発生時の対応マニュアル等において別途整理します。
18	16ページ （２）実践的な訓練の実施	「国、県及び市が実施又は参加する訓練および実施予定時期と参加局区」の一覧表を掲載するべきである。	訓練の実施内容や参加部署等については、毎年度の実施状況等に応じて柔軟に見直す必要があるため、本計画には具体的な一覧を掲載しておりません。 実際の訓練の実施に当たりましては、国や県と緊密に連携しつつ、実効性の高い訓練を計画的に実施します。
19	21～26ページ 第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	まん延防止に寄与するため、患者発生時の公表項目については、厚生労働省による「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」や「一類感染症患者発生に関する公表基準」等を基本として、準備期からあらかじめ以下について本行動計画において明確化しておく必要がある。 ・感染者情報 ・感染源との接触歴 ・医療機関への 受診等 ・感染者の行動歴 （感染させる可能 性のある時期 以降） ・クラスター発生 ・死亡例	感染症に関する患者情報の公表については、感染症法に基づき原則として主として県が主体となって実施するものであり、市は県と緊密に連携して対応します。 また、具体的な公表内容については、感染症の特性や国・県の方針等を踏まえ、県において適切に判断されます。
20	第3部	第3部の全体が判りにくい。 他の一部自治体で実施しているように、横軸を、①準備期（平時）②初動期③対応期とし、縦軸を以下とした表を作り各対策項目の考え方と主な取組を記載したものを添付して欲しい。 １．実施体制 2．情報収集・分析 ３．サーベイランス ４．情報提供・共有、リスクコミュニケーション ５．水際対策 ６．まん延防止 ７．ワクチン ８．医療 ９．治療薬・治療法	本計画は、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図りながら対策項目を整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

		１０．検査 １１．保健（保健所・衛生研究所の役割） １２．物資（個人防護具等） １３．市民生活・経済の安定の確保	
21	32,33ページ 第４章 ワクチン 第１節 準備期	「市は、・・入間地区医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い‥」との記載がある。 漏れを防ぐため、本行動計画に ①　入間地区医師会等の関係者リスト ②　ワクチンの接種に必要な資材リスト を添付すべきである。	具体的な連携先となる関係機関や資材等については、状況に応じて柔軟に見直す必要があるため、本計画には詳細を掲載しておりません。 実際の具体的な連携体制については、関係機関との協議を通じて整理します。
22	32,33ページ 第４章 ワクチン 第１節 準備期	新型コロナの際には、ワクチン低温貯蔵 の問題も発生した。そのことも、考慮に入れておく必要がある。	ワクチンの管理方法や接種体制については、ワクチンの特性や国・県の方針等を踏まえて柔軟に対応する必要があります。 そのため、本計画では基本的な接種体制の整備方針を示すにとどめ、具体的な運用については実際の発生状況や国・県の方針等を踏まえて対応します。
23	全体	本案には「DXの推進」が何回もでてくる。たしかに、DXは有効である。しかし、DX偏重になってはならない。 個人情報の大量漏洩リスクや、停電等でDX環境が確保できない場合の対応など、情報収集におけるDXのリスクについて考察が不可欠である。しかも、過去の例からも災害時などは、デジタルシステムよりも、紙などのアナログシステムの方が記録として残る可能性が高く、デジタル化一本というのはリスクが高すぎるのである。 以上の点についてお考えを聞かせて欲しい。	本計画では、感染症対策の効率化や迅速な情報共有の観点からデジタル技術の活用を位置付けておりますが、デジタル技術のみに依存するものではありません。 実際の運用に当たりましては、状況に応じて従来の手法等と適切に組み合わせながら、柔軟に対応します。
24	19ページ 第３節 対応期	本案には、「第２項 所要の対応 （１）基本となる実施体制の在り方 市対策本部設置後においては、以下の実施体制を取る。　・・・ 〇入間市新型インフルエンザ等対策会議　・・・ 〇入間市新型インフルエンザ等対策事前調整会議 」が記載されている。 しかしながら、上記「対策会議」および「対策事前調整会議」は、市対策本部設置前においても、すなわち、準備期や初動期においても会議を開催することが記載(17ページ、18ページ)されている。従って、市対策本部設置前に、実施体制を取る必要があるため、 「第２項 所要の対応　（１）基本となる実施体制の在り方」は見直しが不可避である。	本計画では、準備期、初動期、対応期といった各段階に応じた基本的な体制を整理しています。 実際の発生時における具体的な会議体の運用等については、状況に応じて柔軟に対応します。

25	第２節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 (2)6ページ	「また、新型コロナの初期には、県と連携して、県内及び市内への侵入対策等に取組むことも重要である。」 と記載されている。 なぜ、「新型コロナ」に限定しているのか？ 「新型インフルエンザ等」としなかったのはなぜか？	当該記載は、新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえた一つの例示です。 本計画全体におきましては、特定の感染症に限定することなく、新型インフルエンザ等を含む幅広い感染症に対して柔軟に対応できる内容として整理しました。 ご指摘の点については、表記に誤解を生じる部分がありましたので、修正いたします。
26	2ページ 【３】市行動計画の作成	「市は、・・平成２６年「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。 市行動計画は、…新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況において対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。 」と記載されている。 ①　平成26年の市行動計画が、新型コロナウイルス感染症に対応できるものであったというのは本当か？ ②「【３】市行動計画の作成 」ではなく「【３】市行動計画の作成 の経緯」のほうがいいのでは？ ③「市は、・・平成２６年「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。」までで、以下は不要では？	当該記載は、市行動計画の策定経緯及び改定の背景を示すために記載しているものです。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
27	7ページ 第３節 市行動計画の改定概要	（４）実効性の確保 「実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国、県及び市を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。」と記載されている。 主語が不明確であるが、主語は「市」ですよね？	当該記載は、本行動計画の策定概要を示したものです。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
28	（３）基本的 人権の尊重 8ページ	「感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである」と記載されている。 　しかしながら、先の新型コロナ禍では「感染者やその家族、医療関係者」だけではなく(患者が収容された)ホテル従業員、宅配業者、マスクを着用できない人（感覚過敏や皮膚炎、幼い小児など）までもが誹謗中傷の対象になった。どういう人が対象になったかを調査して文章を変えて頂きたい。	本計画では、感染者や医療従事者等に対する偏見や差別の防止を基本的な考え方として示しています。 具体的な対象については、発生した感染症の特性や状況等により様々なケースが想定されるため、特定の対象に限定することなく、幅広く人権に配慮した対応を行います。
29	15ページ （４）指定地方公共機関業務計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第8号で規定された指定地方公共機関について、埼玉県は30の機関を指定しているが、そのリストを添付すべきではないか？	指定地方公共機関については埼玉県が指定するものであり、詳細については県の資料等で確認することができます。 本計画では、市の対策の方向性を示す観点から必要となる事項を記載しています。

30	17ページ （４）国及び地方公共団体等の連携の強化ウ	「市は・・発生時に備えた庁内各部局の運営マニュアル等の策定のフォローアップを進める。 」と記載されている。庁内各部局の運営マニュアル等の策定はなされていますか？	感染症発生時の対応については、関係部署間で連携を図りながら、必要な対応手順等を整理し、体制整備を進めております。 今後も継続的な訓練や検証等を通じて、より実効性のある体制の充実を図ります。
31	20ページ	20ページ 「イ 県による総合調整 」の項目は不要ではないか？	本計画は、国、県、市の役割分担及び連携の枠組みを踏まえて整理しています。 その中で、県による総合調整に関する記載は、市の対応が県の調整の下で実施される場面があることを示すために明記したものです。 そのため、当該項目は、市の対策の全体像をご理解いただく上で必要な内容として位置づけています。
32	16～45ページ 第3部	第3部各章とも整理がなされておらず、非常に見にくいので、下記のように各章とも分けて表示して欲しい ■ 国や県の主な行動 ■市の行動	本計画は、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図りながら、市の役割を中心に整理しています。 いただいたご意見については、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
33	32ページ 第２項 所要の対応	本案には、 「（２）基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合） ア 登録事業者の登録に係る周知 市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う市内事業者に対する周知に協力する。 イ 登録事業者の登録 市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。 」と記載されている。 なんとも冗長な文章ばかり羅列している。 例えば、下記のように簡潔明瞭な文章にはならないのか？ 「「（２）基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合） ・市は、特定接種に関し、国が登録事業者の登録及びその周知を行うにあたり、必要な協力を行う。」	当該記載は、特定接種に係る周知と登録に関する市の協力内容を区分して整理したものです。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
34	45ページ （２）社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	「イ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置 以下の新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画で定めるところにより必要な措置を講ずる。 ・市は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。」が記載されている。 ①「以下」とは、何 を指しているのか全く不明である。「以下」とは？ ②題目と内容が合致していない 例えば、下記のようにしてはどうか？ 「イ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置	ご指摘の箇所については、市民生活及び地域経済の安定に関する措置の一部として記載しているものです。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

		本章の各支援策のほか、まん延の防止に関する措置により生じた市民生活・社会経済活動への影響に対し、国の方針に基づき、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。」	
35	46ページ～	「リテラシー」を用語集に加える。 「ワンボイス」を用語集に加える。	用語集については、計画本文における用語の使用状況等を踏まえて整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
36	全体	「略称等一覧」を最初(目次の後)に用意したほうがよい。(用語集とは別に) 例えば、文中で、「新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）」と記載しても、後の章を読む際において「政府対策本部」の正式名称を確認したい場合など、 まとめて一覧にしたほうが便利である。	略称等一覧の作成は、計画を分かりやすくする上で有効な方法の一つであると考えます。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
37	46ページ～	「パンデミック」を用語集に加える。	用語集については、計画本文における用語の使用状況等を踏まえて整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
38	45ページ （２） 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応	「イ　市民生活及び地域経済の安定に関する措置 　以下の新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画で定めるところにより必要な措置を講ずる。 ・市は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。」と記載されている。 しかしながら、項目と内容が一部不一致である。 従って、「・市は、消毒・・」以下を削除し、(３)項　を新設する。例えば、 『(３)水の安定供給 ・ 初動期に引き続き、水道水の安全性確保のため、水道水への塩素注入量、残留塩素量の監視体制を強化する。 ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。』	水の安定供給については、市民生活及び地域経済の安定を確保するために必要な措置の一つとして記載しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

39	11ページ （２）県及び市の役割	「市は、住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成すると」定められている。 　本行動計画において、地域(入間市)の実情に鑑みて作成した箇所は具体的にどこか？	本計画は、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図りつつ、市の役割や具体的な実施体制を踏まえて整理しています。 特に、市の庁内体制、関係機関との連携、市民への情報提供、ワクチン接種体制、市民生活支援等、市が担うべき事項については、市の実情を踏まえて記載しています。
40	全体	①前回の新型コロナ禍における市の行動に対して、 市の検証および総括は行ったのか？何をみればわかるか？ ②その反省は、本行動計画のどこに(具体的に)反映されているのか？	本計画は、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図りつつ、市の役割や本市の実施体制を踏まえて整理しています。 特に、市の庁内体制、関係機関との連携、市民への情報提供、ワクチン接種体制、市民生活支援等、市が担うべき事項については、市の実情を踏まえて記載しています。
41	4ページ 第１節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	本案には以下が記載されている。 「次の２点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。 （１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 （２）市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 」 一方、国は、2023 年から新型インフルエンザ等対策推進会議において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、 ① 平時の備えの不足 ②変化する状況への柔軟かつ機動的な対応 ③ 情報発信 が主な課題として挙げられた。従って、本案の目的は以下の3点とするべきでないか？ イ)感染症危機に対応できる平時からの体制作り ロ） 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減 ハ)基本的人権の尊重	本計画の目的は、政府行動計画及び埼玉県行動計画との整合を図り、「市民の生命及び健康の保護」と「市民生活及び地域経済への影響の最小化」の２点を主たるものとして整理しています。 ご指摘の平時の備えや基本的人権の尊重については、対策を進める上での重要な視点として計画本文に位置付けています。
42	14ページ 第３章 市行動計画の実効性を確保するための取組	計画の実効性確保の観点から、 業務継続(BCP)について、想定する業務中断期間や復旧の考え方、最低維持水準を予め明確にすることは、重要である。BCPの基準は、どの部署がどのようにして作成するのか？	業務継続計画については、各部署の所掌事務や感染症発生時の対応を踏まえ、全庁的に必要な検討を行い整備していくものと考えています。 そのため、本計画におきましては基本的な方向性を示し、具体的な基準や運用については、別途整理します。
43	全体	新型インフルエンザ等対策関連の組織構成図くらいは必要ではないか？	組織構成図の掲載は、実施体制を分かりやすく示す方法の一つであると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

44	全体	本案には、「県は、・・」「市は、・・」という文章は多い。しかしながら、「市民は、・・」とう文章は皆無である。 　発熱時の対応など市民が取るべき行動を分かりやすく示すことは重要である。一方、新型インフルエンザ等の特性により取るべき行動は変わり完全にフローとして固定化することは不可能ではあろう。 　しかしながら、最初に取るべき行動に不変な部分を設けないと市民は混乱することになる。 　本案は、もっと市民の立場にたった記述を加えて欲しい。	本計画は、市の対策の基本的な方向性を示すものであり、市民に求められる具体的な行動については、感染症の特性や発生状況に応じて、その都度分かりやすく情報提供していくことが重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
45	全体	例えば、従来型インフルエンザと未知の新型インフルエンザのように、異なる複数の感染症が同時に発生した場合についても、本案は想定していますか？	本計画は、特定の感染症や過去の事例のみに限定することなく、新型インフルエンザ等の特性を考慮し、様々な状況へ柔軟に対応できるよう対策の選択肢を示すものです。 実際の対応に際しましては、感染症の性状や発生状況を踏まえ、市として必要な対策を講じてまいります。
46	21～27ページ 第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	新型コロナ感染状況の公表の際に、公表してはいけない個人名や住所などの個人情報を漏洩してしまったものは、 　メールやファックスの誤送信（北海道、群馬県、岐阜県、奈良県、山口県、福岡県）、 　ホームページへの誤掲載（埼玉県、愛知県、名古屋市、奈良県、神戸市）など、 　うっかりミスがその原因だった。 　新型インフルエンザ対応で多忙を極める部署でのヒューマンエラーを防ぐため入間市では、どのような手法を考えていますか？	情報提供に当たりましては、正確性の確保と個人情報の保護が重要であると認識しています。 本計画では、関係機関と連携した情報共有体制の整備を進めることとしており、実際の運用においては、確認体制の徹底などを図り、市として適切に対応します。
47	その他	船橋市は「 新型コロナウイルス感染症 対応の振り返り 令和６年11月 船橋市 」を発行している。533ページに及ぶものである。同様なものを、入間市は作成しているか？または予定はあるか？	本計画の改定に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対応における本市の経験や課題を踏まえて検討を行っています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
48	16ページ～ 第３部 新型インフルエンザ等対策 の各対策項目の考え方及び取組	「第３部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の各章の第1節は「準備期」となっている。各章の第1節「準備期」について、それぞれの準備が何時までに完了するかを定めないと「計画」とは言えない。 　各章の第1節「準備期」に「何時までに何を」「何時までに全ての準備を完了させるか」を記載すべきである。	本計画における準備期の取組は、平時から継続的に体制整備や見直しを進めていく性質のものであり、一律に期限を定めることがなじまないものも含まれています。 このため、本計画におきましては基本的な方向性を示し、具体的な実施時期や進行管理については別途整理します。

49	21～27ページ 第２章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	行政情報は昔ながらの無謬性を追求した丁寧で分厚い記述をしてPDFでホームページで公表するということを続けてきた。しかしながら、いくら間違いがなくても速報性、住民への到達可能性が少なければ、SNSなどによる誤情報やデマの拡散に勝てない。情報提供は、いかに見えやすく伝わりやすく行うかが重要である。入間市はどのような情報提供手段を考えていますか？	情報提供に当たりましては、市公式ホームページ、広報誌、SNS等を活用し、多様な情報取得手段に配慮した、迅速かつ分かりやすい発信に努めます。 実際の対応におきましては、感染症の発生状況や市民ニーズを踏まえ、適切な手段を組み合わせて効果的な周知を図ってまいります。
50	46ページ～ 用語集	「ステークホルダー」を用語集に加える 「クラスター」を用語集に加える 「抗原性」を用語集に加える	用語集については、計画本文における用語の使用状況等を踏まえて整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
51	7ページ （３）市行動計画の作成や体制整備・強化 イ	行政サービスの多くは、災害時でも継続して業務遂行を進める必要がある。そのため、業務継続計画（BCP）が多くの自治体で作成されている。しかしながら、新型インフルエンザの場合は地震災害の場合とは異なり下記も勘案しなくてはならない。 ・新型インフルエンザでは長期間継続するものを想定しなくてはならない ・職員が出勤して一か所に集まること自体がリスクを抱えることになる ・ピーク時には住民との接触を極力抑える必要がある 入間市の現在のBCPは、上記に対応したものですか？	業務継続計画については、感染症発生時においても行政機能を維持する観点を踏まえ、全庁的に必要な体制整備を進めていくことが重要であると認識しています。 そのため、本計画におきましては、基本的な方向性を示しています。具体的な運用につきましては、今後の状況の変化に応じて継続的に検討し、見直しを行ってまいります。
52	全体	新型インフルエンザを理由に ・法定監査 ・法定立入検査 ・公金取扱事務などの実地検査 などが疎かにならない仕組みは構築されていますか？	感染症発生時においても、市民生活に不可欠な行政機能を維持することは重要であり、業務継続の観点から市として必要な体制整備を進めます。 具体的な業務の優先順位や対応方法につきましては、別途詳細を整理します。
53	16ページ～ 第３部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	各章準備期に、新型インフルエンザ等発生時の被害想定は不要ですか？	本計画につきましては、感染症の特性が十分に判明していない段階におきましても、迅速かつ柔軟に対応できるよう、対策の基本的な考え方や幅広い選択肢を示すものとして整理しています。 実際の対応に当たりましては、国や埼玉県から示される情報や、市における感染状況等を踏まえ、市として的確な判断を行ってまいります。
54	12～13ページ 第２章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点 第１節 市行動計画	13項目中7項目を選択した理由として、例えば、以下の記載を追加する。 『なお、政府行動計画及び県行動計画における、 「情報収集・分析」、「サーベイランス」、「水際対策」、「医療」、「治療薬・治療法」、「検査」 の対策項目については、国又は県が主要な実施主体となることから、市行動計画においては、その記載を省略するが、国又は県から対策実施に	本計画では、政府行動計画及び埼玉県行動計画の内容のうち、市の役割に関する事項を抽出して７項目に整理しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。

	における対策項目	かかる協力を求められた場合や市における対応が必要になった場合は、市は可能な範囲で対応を行う。』	
55	第４章 ワクチン 32ページ 第１節 準備期	予め接種対象者の試算を行いその数を本案に記載しておくべきである。 種々な場面で必要となる可能性が高い。 総人口、基礎疾患のある者、妊婦、幼児、乳児、乳児保護者、小学生・中学生・高校生相当、高齢者、成人、など	接種対象者数については、発生する感染症の特性や国の方針により対象範囲が異なることが想定されるため、本計画には具体的な人数を記載していません。 実際の対応に当たりましては、国や県の方針等を踏まえ、市として迅速かつ正確に必要な対象者数の把握に努めます。
56	5ページ 全体	本案、5ページには、 ＜対策の効果（概念図）＞ が記載されている。 しかしながら、実際には単発ではなく、第2波、第3波…が発生。しかも、それぞれより強力に変異したウィルスが同時に蔓延する。 本案は、そのような事態も勘案されていますか？それはどこを見ればわかりますか？	本計画は、感染拡大の波が複数回生じる可能性や、感染症の特性の変化も想定し、対策を柔軟かつ機動的に切り替える基本的な考え方を示しています。 実際の対応に当たりましては、状況の変化を的確に踏まえ、市として迅速かつ適切に対応します。
57	43ページ 第７章 市民生活及び地域経済の安定の確保 第３節 対応期 （１）市民生活の安定の確保を対象とした対応	例えば、下記文章をしかるべき箇所に追加するべきである。 『・犯罪の予防・取締り市は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進する。』	感染症危機時においても市民生活の安全・安心を確保は重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
58	全体	前回の新型コロナ禍では、 2021年8月20日時点での入間市の感染者は累計で 市民 109人に１人の割合(複数回罹患者無しとした場合)であったものが、2022年9月20日時点での入間市の感染者は累計で 市民7人に１人の割合にまでになった。 　すなわち、入間市では一年間(事実上)無策の状態が継続したのである。 ①今回の行動計画では、入間市の感染者は累計でどの程度で収まると見込んでいますか？ ②入間市での感染者を減らすには、本案のどの方策が一番効果的だと考えていますか？ ③入間市では、本案のどの方策に一番力を入れますか(予算、マンパワーなど)？ ④新型コロナ禍のとき、「入間市新型インフルエンザ等対策行動計画」	新型インフルエンザ等における感染規模や感染拡大の状況は、病原体の特性や社会状況等により大きく異なることが想定されるため、本計画においては、あらかじめ一律の数値目標を設定していません。 実際の対応におきましては、感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護、市民生活及び地域経済への影響の最小化を基本として、その時々の状況に応じた最適な対策を講じてまいります。

		の　どの箇所が役に立ちましたか？	
59	37ページ 第５章 保健 第２節 初動期 第２項 所要の対応 （１）感染症有事体制への移行準備	例えば下記のような文章を追加すべきではないか？ 『市は、陽性者等が自宅や宿泊療養施設で療養する場合の外出自粛要請、健康観察の実施等への協力にかかる準備を行う。』	療養体制に関する対応につきましては、主として県及び保健所が中心となって実施する事項ですが、市としても状況に応じて関係機関と密接に連携・協力していくことが重要であると認識しています。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
60	29ページ 第３章 まん延防止 第３節 対応期 第２項 所要の対応 （１）まん延防止対策の内容 ウ(a)	下記のようにしたほうが繋がりがよいのでは？ 「市は、市が設置する学校、保育所及び公共施設について、必要に応じて利用制限や休止等の措置を講ずる。」 「市は、上記要請が行われた場合、市内の対象事業を行う者及び施設管理者等へ要請内容の周知を行うとともに、市が設置する学校、保育所及び公共施設について、必要に応じて利用制限(時間制限や人数制限など)や休止等の措置を講ずる。 」	いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。
61	20ページ イ 県による総合調整（c）	「・・特に医療機関間での入院調整が困難な重症者等については、救急医療ｄに知見を有する医師を重症支援コーディネーターとして任命する・・」が記載されている。 「救急医療ｄ」とはなにか？	ご指摘の箇所は誤記です。 計画案の文言については修正します。
62	40ページ 第６章 物資 第１節 準備期 （２）感染症対策物資等の備蓄等	「 ア 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する」と記載されている。 　しかしながら、プラスチック類を始めとして時間とともに劣化するものは多い。 　従って、備蓄しているかだけでなく、その状態(劣化、錆び、カビ、電池や充電状態、水濡れ、破損、故障有無など)や使用期限などのチェックも必要である。 　すなわち、責任者を任命し、チェックリストを完備し、必要数・状態を予め決めたスケジュールで確認すること等をマニュアル化しなくては実効性は確保出来ない。	感染症対策物資等の備蓄に当たりましては、必要数量の確保に加え、品質や使用期限等の適切な管理を行い、使用可能な状態を維持することは重要であると認識しております。 いただいたご意見につきましては、今後の計画見直し等の際に参考とさせていただきます。